

彦根市緊急経済対策住宅リフォーム促進事業 Q & A

Q1：住宅における修繕、補修、模様替え、または公共下水道の接続に伴う改修（リフォーム）の工事に対して補助金を交付することにより、どのような効果が見込まれるのですか。

A1：現在の景気低迷により、建設業の落ち込みが大きいいため、住宅リフォーム工事を補助の対象とすることで、工事材料の製造や販売、さらには住宅リフォームに関連して、椅子やテーブルなどの物品購入といった連鎖的な消費拡大まで多岐にわたる業績に経済効果の波及が期待でき、産業の活性化とそれによる雇用の安定を目的にしております。また、市民のみなさまの一番身近な生活環境の向上が期待できます。

Q2：現在、彦根市に居住していませんが、住居がある場合は補助の対象となりますか。

A2：彦根市内に住宅を所有し、かつその住宅に居住している人が対象となります。しかし所有者が単身赴任などにより一時的に彦根市に居住していなくても、今後彦根市に戻られる予定の場合は、補助の対象となることもあります。

Q3：住宅リフォーム工事の依頼先が彦根市外の営業所などであっても、その業者の本社住所が彦根市内にある場合は補助の対象となりますか。

A3：対象となりません。本社以外の営業所などに住宅リフォーム工事を依頼される場合は、その本社住所と依頼される営業所の住所が共に彦根市内にある場合に限り補助の対象となります。

Q4：住宅リフォーム工事を行うにあたり、ほかの補助金や給付金等を受ける予定ですが、併用は可能ですか。

A4：原則として併用はできません。ただし国、県、市のほかの補助金や介護保険制度による給付金などを受けられる場合は、その補助対象工事以外の工事部分のみ、この住宅リフォーム促進事業の補助の対象となります。詳しくは事前にお問い合わせください。

Q5：建物の名義が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申込みは可能ですか。

A5：共有名義であっても、1つの住宅に対し、1人の申請者しか補助の対象となりません。ですからどちらか一方での申し込みとなります。また、リフォーム工事をする住宅が、平成 20・21・22 年度においてすでにこの補助金の交付を受けている場合は、申請者が違ってても補助の対象となりません。

Q6：建物の登記上の所有者である夫が死亡しているため、妻が申込みをすることは可能ですか。

A6：所有者との続柄、居住、固定資産税の支払いについて、確認できれば所有者とみなし認められます。

Q7：マンションなどの集合住宅について、外壁や屋根などは補助の対象となりますか。

A7：専用部分以外は対象となりません。あくまで所有される個々の部屋の内側のみが対象となります。

Q 8 : 店舗などの併用住宅について、店舗部分は補助の対象となりますか。

A 8 : 住居部分以外は対象となりません。もし住居部分と同時に、店舗部分や事務所部分等の住居部分以外のリフォーム工事を行う場合でも、住居部分のみが対象となります。その場合、交付申請時、実績報告時において住居部分のみの工事(工事箇所、工事費、工事見積書および請求書)を明確にさせていただく必要があります。

Q 9 : 増築は補助の対象となりますか。

A 9 : 原則として増築は対象となりません。しかし、既存住宅のリフォーム工事に伴う床面積の軽微な増大、壁面の改修などの場合は補助の対象となることがあります。詳しくは事前にお問い合わせください。

Q 10 : 外構工事は補助の対象となりますか。

A 10 : 外構工事は対象となりません。あくまで住居部分のリフォーム工事が補助の対象となります。(外構工事の例：カーポート、テラス、フェンス、物置、自転車置き場など)

Q 11 : 設備機器の設置については補助の対象となりますか。

A 11 : 設備機器本体の購入費は補助の対象となりません。ただし設備機器の設置に伴い、既存住宅のリフォーム工事が必要な場合は、そのリフォーム工事費のみが補助の対象となります。(設備機器の例：クーラーなどの電気機器、屋外給湯器、ソーラシステムなど)

Q 12 : 平成 23 年 3 月 31 日以前に住宅リフォーム工事を着手しましたが、補助の対象となりますか。

A 12 : 残念ながら補助の対象となりません。今回の募集は、あくまで平成 23 年 4 月 1 日以後に着手される住宅リフォーム工事のみが補助の対象となります。

Q 13 : はがきで申し込み、その結果、交付申請書類が送られてきました。しかし、工事開始前の写真を撮り忘れてしまい、すでに工事を始めてしまったのですが・・・。

A 13 : はがきによる申し込みを済まされても、その後に「補助金交付申請」をしていただく必要があります。このときに工事前の写真を添付していただかなくてはなりません。ですから工事開始前には必ず、工事箇所すべての現況写真を忘れずに撮影してください。

住宅リフォームにかかる補助対象については、個々のケースにより異なります。
制度の詳細については、下記までお問い合わせください。



住宅リフォーム促進事業に関する問い合わせ、申込先

彦根市役所産業部商工課

〒 522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

☎ 0749-30-6119 FAX 0749-24-9676